

くらしの安心情報

情報ファイル NO.13

平成19年4月10日

22年前に受講済みの資格講座のことで、昨日、「未受講分の教材費100万円払え!」と電話が...

被害内容

【相談者 50代男性】

以前受講した資格講座の費用は支払済みです。それが突然、昨日、別業者から電話があり、「中級・上級講座が未受講なので、継続するなら教材費100万円が必要。止める場合も手続き費用が必要。」と言われました。断ると、「いずれにしても会って話をする必要がある。」と言われました。どう対応すればよいのでしょうか。

対処方法

- ・ この事例のように、過去に資格講座関連の契約をしたことのある人たちが、新たに資格講座を勧誘されて契約させられる「二次被害」のトラブルが増加しています。
- ・ 資格講座等の「電話勧誘販売取引」は、法律で、書面交付義務やクーリング・オフ制度が決められています。また、契約をしない旨の意思表示した者への再勧誘は禁止されています。
- ・ 相談者には、しつこい勧誘にはきっぱり断る(契約しない意思を伝える)ように、また、契約書が送付された場合には、すぐにクーリング・オフ通知を出すよう助言しました。(この場合のクーリング・オフ期間は、契約書面を受取った日から8日間)
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

講座は、まだ終わっていないぞ!



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)